

府子本第 607 号  
令和 2 年 5 月 25 日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣  
( 公 印 省 略 )

「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について

標記交付金の交付については、平成 27 年 7 月 13 日付府子本第 202 号「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前に実施した事業に係る交付金の取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
<p>府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日</p> <p>第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日</p> <p>第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日</p> <p><u>第五次改正 府子本第 607 号</u> <u>令和 2 年 5 月 25 日</u></p>	<p>府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日</p> <p>第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日</p> <p>第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日</p> <p>第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>内閣総理大臣 （公印省略）</p>	<p>内閣総理大臣 （公印省略）</p>
<p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p>	<p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p>

改正後	現行
<p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>（通 則） 第 1 条 （略）</p> <p>（交付の目的） 第 2 条 （略）</p>	<p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>（通 則） 第 1 条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的） 第 2 条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とす</p>

改正後	現行												
<p>(定 義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(定 義)</p> <p>第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。</p> <p>第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1133 774 2031 1316"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 774 1339 813">整備区分</th> <th data-bbox="1339 774 2031 813">整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 820 1339 893">創設</td> <td data-bbox="1339 820 2031 893">新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 900 1339 973">改築</td> <td data-bbox="1339 900 2031 973">既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 979 1339 1053">拡張</td> <td data-bbox="1339 979 2031 1053">既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1059 1339 1228">大規模修繕</td> <td data-bbox="1339 1059 2031 1228">平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1235 1339 1316">応急仮施設整備</td> <td data-bbox="1339 1235 2031 1316">通知の第6により整備すること。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	新たに施設を整備すること。	改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。	拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。	大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。	応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。
整備区分	整備内容												
創設	新たに施設を整備すること。												
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。												
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。												
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。												
応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。												

改正後	現行
<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた者<del>が</del>が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助</p> <p>ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第9条第2項に規定する専用区画に関する基準(おおむね1.65平方メートル以上)を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする(市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。)</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)</p> <p>(2) <u>都道府県又は</u>市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人<del>が</del>が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助<u>(都道府県が行う補助については、昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」(以下、「国庫補助金交付要綱」という。)により放課後児童クラブ整備費国庫補助金(以下、「国庫補助金」という。)の交付を前年度以前から受けている施設整備事業(以下、「継続事業」という。)に限る。)</u></p> <p>ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第9条第2項に規定する専用区画に関する基準(おおむね1.65平方メートル以上)を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする(市町村</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、<u>日本赤十字社及びその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市町村が認めた者</u>（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助</p> <p>(交付金の対象外)</p> <p>第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p><u>(3) 職員の宿舎に要する費用</u></p> <p><u>(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用</u></p> <p><u>(5) その他整備費として適当と認められない費用</u></p>	<p>が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。)</p> <p><u>(3) 市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブの施設整備に対し、都道府県が行う補助(継続事業に限る。)</u></p> <p><u>(4)</u> 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人<u>及び日本赤十字社並びに医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者</u>（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助</p> <p>(交付金の対象外)</p> <p>第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p><u>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用</u></p> <p><u>(4) その他整備費として適当と認められない費用</u></p>

改正後	現行
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。  ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。  ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>なお、継続事業については、算定基準を除き、国庫補助金を受けた初年度の国庫補助金交付要綱に定める算定方法によるものとする。</u></p> <p>(1) 市町村が施設の整備を行う場合  別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合  (1)に定める方法と同様の方法による。(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。(この場合の交付額の算定方法は、第7条による。)  ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和</p>

改正後	現行
	<p>37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 条) 第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。</p> <p>(1) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 4 条第 2 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(3) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号) 第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号) 第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))</p> <p>(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号) 第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整</p>



改正後	現行
<p>(交付の条件)</p> <p>第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>備の場合</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 市町村が施設の整備を実施する場合</p> <p>ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p>

改正後	現行
	<p>カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 11 により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 4 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。</p>

改正後	現行
<p>(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件  この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>イ (略)</p>	<p>い。</p> <p>コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(2) <b>都道府県又は</b>市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。</p> <p>ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件  この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「<b>都道府県知事又は</b>市町村長」と、「国庫」とあるのは「<b>都道府県又は</b>市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、</p>

改正後	現行
<p>ウ（略）</p> <p>エ（略）</p> <p>（3）（略）</p>	<p>譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>（3）（2）により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(4) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第 10 条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(交付決定)</p> <p>第 12 条 (略)</p>	<p>(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第 10 条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、別紙様式 1 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式 2 により、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p><u>(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事(指定都市及び中核市の長を含む。第 14 条(3)において同じ。)は、別紙様式 1 による申請書を別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>第 11 条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第 12 条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。</p>

改正後	現行
<p>(交付金の概算払) 第 13 条 (略)</p> <p>(状況報告) 第 14 条 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式 3 により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。</p> <p>(3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付金の概算払) 第 13 条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(状況報告) 第 14 条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙 5 の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 6 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(実績報告)</p> <p>第 15 条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(実績報告)</p> <p>第 15 条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日（第 9 条（1）ウ又は（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 9 の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を経由して内閣総理大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(2) 都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙様式 8 による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p><u>(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日（第 9 条（1）ウ又は（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(額の確定) 第 16 条 (略)</p> <p>(交付金の返還) 第 17 条 (略)</p> <p>(その他) 第 18 条 (略)</p>	<p>(額の確定) 第 16 条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式 10 により、速やかに確定の通知を行うこと（継続事業の場合を除く。）。</p> <p>(交付金の返還) 第 17 条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 第 18 条 特別の事情により、第 7 条、第 10 条、第 11 条及び第 15 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>



改正後						現行					
別表 1						別表 1					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,152千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）  国 1/3 (2/3)  〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)	放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	27,465千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）  国 1/3 (2/3)  〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）  国 2/9 (1/2)	賃借料加算		6,496千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）  国 2/9 (1/2)	
		特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)	特殊付帯工事費		16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,494千円 2,224千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,458千円 2,170千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合

改正後				現行			
			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。				3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。
拡張	本体工事費		内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	本体工事費		内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。
	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	6,496千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費		通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	本体工事費		通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。
	特殊付帯工事費	16,941千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,528千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	仮設施設整備工事費		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。

改正後						現行					
別表 2						別表 2					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	38,230千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕	病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	37,290千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	1,912千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算		1,865千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		
		環境改善加算	4,511千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算		4,401千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,947千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		地域の余裕スペース活用促進加算		3,851千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		
		特殊付帯工事費	16,125千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費		15,732千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
		解体撤去工事費及び仮施設設置備工	2,361千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事			解体撤去工事費及び仮施設設置備工	2,303千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事

改正後				現行			
	事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 <u>4,205</u> 千円	費又は工事請負費		事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 <u>4,102</u> 千円	費又は工事請負費
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。				3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	<u>4,511</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	<u>4,401</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	<u>16,125</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<u>15,732</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊付帯工事費	<u>16,125</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<u>15,732</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設設置整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮施設設置整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後					
別表 3					
算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,228千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 30,967千円 第8条(4)に基づく場合 37,161千円  ただし、 <b>新</b> ・放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 84,456千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 61,934千円 第8条(4)に基づく場合 74,322千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)  国 1/3 (2/3)  〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,412千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,635千円 第8条(4)に基づく場合 22,362千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

現行					
別表 3					
算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 41,198千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 30,212千円 第8条(4)に基づく場合 36,254千円  ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 82,396千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 60,424千円 第8条(4)に基づく場合 72,508千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)  国 1/3 (2/3)  〔都道府県〕 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,744千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,146千円 第8条(4)に基づく場合 8,575千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 2/9 (1/2)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,792千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,181千円 第8条(4)に基づく場合 21,817千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	〔都道府県〕 2/9 (1/8) 市町村 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)

改正後				現行			
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,241</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,643</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>1,972</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,336</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,446</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,936</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>2,187</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>1,604</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>1,925</u>千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 <u>3,255</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>2,387</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>2,864</u>千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,987</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>7,324</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>8,789</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)		賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>9,744</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>7,146</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>8,575</u>千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>25,412</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,635</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>22,362</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 <u>24,792</u>千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>18,181</u>千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,817</u>千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費

改正後					
別表 4					
算定基準 (第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 57,345千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 42,053千円 第8条(4)に基づく場合 50,464千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合  国 1/3  (都道府県 1/3 市町村 1/3)  市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合  国 3/10  (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,868千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,103千円 第8条(4)に基づく場合 2,524千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

現行					
別表 4					
算定基準 (第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 55,935千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 41,019千円 第8条(4)に基づく場合 49,223千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合  国 1/3  (都道府県 1/3 市町村 1/3)  市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合  国 3/10  (都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,798千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,052千円 第8条(4)に基づく場合 2,462千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,602千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,841千円 第8条(4)に基づく場合 5,809千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後				現行			
	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,921千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,342千円 第8条(4)に基づく場合 5,210千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,777千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,236千円 第8条(4)に基づく場合 5,083千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,188千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 17,738千円 第8条(4)に基づく場合 21,285千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 23,598千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 17,305千円 第8条(4)に基づく場合 20,766千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,542千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,597千円 第8条(4)に基づく場合 3,117千円  2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,308千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,626千円 第8条(4)に基づく場合 5,551千円  3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,455千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,533千円 第8条(4)に基づく場合 3,040千円  2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,153千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,512千円 第8条(4)に基づく場合 5,415千円  3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,767千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,962千円 第8条(4)に基づく場合 5,955千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,602千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,841千円 第8条(4)に基づく場合 5,809千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用



改正後				現行			
	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 <u>24,188</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>17,738</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>21,285</u> 千円	特殊付帯 工事費		第8条(1)に基づく場合 <u>23,598</u> 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 <u>17,305</u> 千円 第8条(4)に基づく場合 <u>20,766</u> 千円	特殊付帯 工事費	特殊付帯 工事費

改正後

現行

様式1から様式1別紙1まで略

(略)

(略)

別紙(1)		子ども・子育て支援整備交付金申請額算出内訳																	
		[当該年度申請プログラムの名称]																	
(整備区分・創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備)		対象経費の 対支出 (予定)額		寄付金 その他の 収入		差引額 (A-C)		算定基 準による 算 定 額		選 定 額		都道府県 補助基本額		都道府県 補助額		国庫補助 基 準 額		交 付 金 所 要 額	
区 分	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円									
工 事 費																			
工 事 務 費																			
解体撤去・仮設施設整備費																			
特 殊 附 帯 工 事																			
(小 計)																			
そ の 他 の 工 事 費																			
合 計																			

(注) 1 初年度設備費については、工事費を含めて記入すること。  
2 工事務務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.5%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
(工事費のB欄の金額は、工事費及び工事務務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)  
4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
5 I欄には、G欄の金額に都道府県の補助すべき割合を乗じて得た額と比較して少ない方の金額を記入すること。  
6 J欄には、I欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

現行

改正後

(削除)

改正後

現行

様式1別紙(2)その1から様式11まで略

(略)

(略)